



TOKAI TOKYO FINANCIAL HOLDINGS, INC.

2023年3月27日

各 位

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 合田 一朗
東京都中央区日本橋二丁目5番1号
証券コード 8616 東証プライム・名証プレミア

「独立性判断基準」一部改正に関するお知らせ

当社は、2023年2月27日に開催された取締役会において、同日付で独立性判断基準（以下、「本基準」）を一部改正することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改正の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

今般、本基準について改めて取締役会、指名・報酬委員会などで検討した結果、社外取締役として当社への貢献が期待できる適任者を広く選定する観点及び本基準の不明瞭な部分の明確化等を目的に、一部改正を行うことといたしました。

改正後の基準は、以下のページの別紙1「独立性判断基準」をご参照ください。

https://www.tokaitokyo-fh.jp/asset/pdf/corporate/governance_guideline.pdf

2. 改正の内容

本基準の改正内容は別紙のとおりです。

以 上

本件に関するお問い合わせは、広報・IR部 03-3517-8618 までお願いいたします。

【別紙】

(下線_____は変更部分であります。)

旧	新
<p>1. 当社又は<u>その子会社</u>の業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人、又は過去において業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人であった者。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 当社又は<u>その子会社</u>を主要な取引先とする者(その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。)</p> <p>4. 当社又は<u>その子会社</u>の主要な取引先(その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。)</p> <p>5. 当社又は<u>その子会社</u>の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等(その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。)</p> <p>6. 当社又は<u>その子会社</u>から、一定額(過去3年間平均にて年間1,000万円)を超える寄付金を受領している者(その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。)</p> <p>7. 当社又は<u>その子会社</u>から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産(過去3年間平均にて年間1,000万円以上の額)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家(その者が法人・組合等の団体である場合、その団体に所属する者を含む。)</p> <p>(新設)</p> <p>8. 当社又は<u>その子会社</u>の会計監査人又は会計監査人の社員等(最近3年間において当社又はその子会社の監査業務に従事した者を含む。)</p> <p>9. 省略</p> <p>10. 上記1から9のいずれかに該当している者の近親者(配偶者、二親等内の親族若しくは同居の親族)。</p> <p>11. 省略</p> <p>12. その他、当社の一般株主全体との間で上記1から11までで考慮されている事由以外の事情で実質的な利益相反が生じるおそれがある者。</p>	<p>1. 当社又は<u>その中核子会社</u>の業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人、又は過去において業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人であった者。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 当社又は<u>その中核子会社</u>を主要な取引先とする者(その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。)</p> <p>4. 当社又は<u>その中核子会社</u>の主要な取引先(その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。)</p> <p>5. 当社又は<u>その中核子会社</u>の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等(その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。)</p> <p>6. 当社又は<u>その中核子会社</u>から、一定額(過去3年間平均にて年間1,000万円)を超える寄付金を受領している者(その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。)</p> <p>7. 当社又は<u>その中核子会社</u>から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産(過去3年間平均にて年間1,000万円以上の額)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家 <u>(削除)</u>。</p> <p>8. 当社又は<u>その中核子会社</u>を主要な取引先とする者である会計・法律事務所又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する社員、パートナー等(最近3年間において従事していた者を含む。)</p> <p>9. 当社又は<u>その中核子会社</u>の会計監査人又は会計監査人の社員等(最近3年間において当社又はその子会社の監査業務に従事した者を含む。)</p> <p>10. 省略</p> <p>11. 上記1から10のいずれかに該当している者の近親者(配偶者、二親等内の親族若しくは同居の親族)。</p> <p>12. 省略</p> <p>13. その他、当社の一般株主全体との間で上記1から12までで考慮されている事由以外の事情で実質的な利益相反が生じるおそれがある者。</p>

<p>※（新設）</p>	<p>※「<u>主要な取引先とする者</u>」：直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の 2%を超える場合をいう</p>
<p>※「主要な取引先」：直近事業年度の年間連結営業収益の 2%を超える場合をいう</p>	<p>※「主要な取引先」：直近事業年度における当社グループの年間連結営業収益の 2%を超える場合をいう</p>
<p>※（新設）</p>	<p>※「<u>その中核子会社</u>」：東海東京証券</p>
<p>（追加）</p>	<p><u>2023 年 2 月 27 日</u> 改正</p>